

簡易公募型プロポーザル方式特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、簡易公募型プロポーザル方式に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務に適用するものとする。

委託業務名 令和4年度「空き家コーディネーター」業務委託

委託箇所 埼玉県全域

(企画提案書の内容の履行及び費用負担)

第3条 受託者は、提出した企画提案書の内容を履行しなければならない。ただし、契約後、委託者が受託者にその履行について指示するものは、この限りでない。

2 前項に基づく履行及びその品質の確認等に係る資料作成費用は、受託者の負担とする。

(業務責任者)

第4条 受託者は、業務責任者として企画提案書に記載した者を配置しなければならない。

2 前項に基づき配置した業務責任者の途中交代は原則認めない。ただし、業務責任者の病気、けが、退職、死亡など予測不能なやむを得ない場合のほか、その他委託者が認めた場合については、この限りでない。

3 受託者は、前項ただし書きに基づき業務責任者を交代しようとする場合は、やむを得ない事情を証明する資料を委託者に提出し、承諾を得るものとする。

4 交代後の業務責任者は原則として、交代前の業務責任者と同等以上の能力（業務経験及び業務遂行に資する保有資格等）を有する者とし、証明する資料を委託者に提出し、承諾を得るものとする。

(企画提案書の内容の不履行)

第5条 委託者は、企画提案書の内容を受託者の責めにより履行することができないと判断した場合は、その該当する内容を不履行とみなし、受託者に通知しなければならない。なお、受託者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けることがある。

2 委託者は、企画提案書の内容の履行に際し、第3条第1項ただし書きに該当する事項については、前項の規定を適用しない。

3 委託者は、業務責任者の変更に際して、第4条第2項ただし書きに該当する場合は不履行とみなさないものとする。

(企画提案書の虚偽記載)

第6条 委託者は、契約締結後、企画提案書に虚偽の記載があると判明した場合は、虚偽記載とみなし、受託者に通知しなければならない。なお、受託者は、このことにより、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けることがある。

2 第4条第3項に係る資料に虚偽の記載があると判明した場合、前項の規定を適用する。

(不服の申出)

第7条 受託者は、委託者から第5条又は第6条に基づく通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により委託者に不服を申し出ることができる。ただし、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく場合を除く。